

専門看護師（CNS） 更新審査・再認定審査の変更について

2028年度の審査から
申請に必要な「研修実績及び研究業績」が変わります
ご確認ください

日本看護協会認定部（2026.6）



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

国による地域包括ケアの推進、病院完結型から地域完結型への転換が図られる中、高い専門性を備えた看護師に対する社会的な期待がますます高まっています。

こうした背景を受け、より多くの資格認定者の皆さまに看護の現場で役割を発揮し活躍し続けていただくため、更新審査及び再認定審査の申請要件を変更しました。2028年度には完全移行し、変更後の申請要件に基づく「研修実績及び研究業績」での申請が必要となります。2025~2027年度の更新対象者及び再認定審査申請者については、特例措置を適用します。

この度の変更により、皆さまの学びを支援するとともに、これまで以上に皆さまの日々の実践が可視化されエビデンスとして蓄積されることを目指します。

【申請資格及び申請書類の変更】

変更前	変更後（2028年度 完全移行）
<p><看護実践> ①看護実践時間 2,000時間以上 ②実践報告書（1回目更新申請者のみ）</p> <p><研修実績及び研究業績> ③審査対象期間に100点以上の研究業績及び研究業績を要する</p>	<p><看護実践> <u>問わない</u> 証明資料の提出不要 提出不要</p> <p><研修実績及び研究業績> 公に向けて、筆頭での「学術集会等での発表または論文掲載」を2回以上行う <u>※注意事項あり（詳細は3~4ページ参照）</u></p>

2025年度から変更後審査の実施開始

2028年度には完全移行します。

2025~2027年度は特例措置が適用となります。

特例措置の対象：2025~2027年度に有効期間を迎える方

- ・2020~2022年度に認定/更新/再認定をされた方
- ・認定期間を延長しており、2025~2027年度に有効期間を迎える方

※特例措置の対象の方は、5ページをご参照ください。

申請に必要な研修実績及び研究業績に関する詳細・注意事項①

公に向けて、筆頭での「学術集会等での発表または論文掲載」を2回以上行う^{*1}

ただし、以下の場合、上記と同等とみなす。

- ・ 審査対象期間（5年間）における60時間の研修受講^{*2}
- ・ 大学院で専門看護師教育課程の教員を1年以上務めた場合
- ・ 筆頭での「学術集会等での発表または論文掲載」を1回と「30時間の研修受講」を実施した場合^{*1,*2}

【*1：学術集会等での発表・論文掲載についての注意事項】

◆学術集会等での発表

学会の種類や発表方法は問わない。

発表内容は、専門分野の活動内容に限定しない。

発表内容が抄録等に記載されている場合、以下も申請可能。但し、自施設内発表は認めない。

- ・ シンポジストやパネリスト
- ・ 研究会における発表

◆論文掲載

抄録等に掲載されている場合は、研究会における論文掲載も申請対象となる。

書籍や教科書は論文に該当しない。

自施設内の論文掲載は認めない。

※同一の演題名での学術集会等と論文掲載両方（複数回）の実績としての申請は認めない。

【* 2 : 研修に関する注意事項】

- ・ 国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修に限る。
- ・ 営利団体の実施する研修は対象とならない。
- ・ 申請には「研修主催者名、研修名、受講者氏名、受講年月日・期間、研修時間数」を確認できる受講証明が必要。
- ・ 大学院で履修した単位（時間数）は該当しない。
- ・ 研修受講のうち12時間までは「自施設外での講師等としての講義時間」を充てることを認める。
- ・ 研修あるいは講義時間は、みなし時間ではなく、60分を1時間とする実時間で申請すること。

【特例措置】

特例措置期間：2025年度～2027年度

以下の申請資格及び申請書類を適用する

< 看護実践 >

問わない

- ①看護実践時間の証明資料提出は不要
- ②実践報告書提出は不要

< 研修実績及び研究業績 >

・更新審査

審査対象期間に「100点以上の研修実績・研究業績の実績※」を要する

※本会ホームページに掲載の「専門看護師 研修実績及び研究業績等申告表」に基づく

・再認定審査

「100点以上の研修実績・研究業績の実績※」または「24時間の研修※※受講」

※本会ホームページに掲載の「専門看護師 研修実績及び研究業績等申告表」に基づく

※※ 研修については、4ページ【*2：研修に関する注意事項】参照

「資格認定制度お問合せ窓口」 （メールにてお問い合わせください）

shinsei@nurse.or.jp

※件名の冒頭に【CNS_更新審査／再認定審査】を明記してください。

※メール本文には、問合せ内容に加え、必ず氏名（フルネーム）を記載してください。

※ご返答までに3～4営業日いただく場合がございます。

※審査判定に関わる個別の内容については、お答えできかねます事をあらかじめご了承ください。



次のページ以降に、よくある質問に対するFAQを掲載しています。
お問い合わせの前に、お目通しください。

2025 年度以降の専門看護師・認定看護師・認定看護管理者の個人審査変更に関する FAQ

(2026 年 6 月更新)

※詳細は、申請する年度の各審査の「手引き」を必ずご確認ください。

以下、「CNS」は専門看護師、「CN」は認定看護師、「CNA」は認定看護管理者を示す。

目次

1. 更新審査：2025 年度より変更.....	2
1) 3 制度共通	2
(1) 申請書類について	2
(2) 学術集会等での発表または論文掲載について（2028 年度以降）	2
(3) 研修について	3
(4) 教員について	4
(5) 講師について	5
2) CN.....	5
2. 再認定審査：2025 年度より変更	5
1) 3 制度共通	5
(1) 受験資格について	5
2) CN.....	5
3) 2025～2027 年度の特例措置期間	6
(1) 3 制度共通.....	6

1. 更新審査：2025 年度より変更

1) 3 制度共通

(1) 申請書類について

問	回答
特例措置期間に、認定更新審査を申請予定です。申請に必要な書類を教えてください。	特例措置期間の認定更新審査における申請書類は、以下の提出が必要です。その他の書類については、申請する年の「手引き」を必ず確認ください。 ・自己研鑽の実績/研修実績・研究業績： CN・CNA50 点/CNS100 点 の提出が必要（現行通り）

(2) 学術集会等での発表または論文掲載について（2028 年度以降）

問	回答
「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」の要件にした理由を教えてください。	従来の実践報告書にかわる要件となります。従来認定更新審査の要件である実践報告書は、専門看護師・認定看護師・看護管理者の活動に関するエビデンスになり得る内容ですが、審査の一環として提出されるため、その内容の公表や二次利用ができませんでした。学術集会等での発表または論文掲載によって、実践内容等のエビデンスとして可視化されることを目的に変更しました。
「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」について、発表内容は研究に限定されるのでしょうか。	学術集会等での発表内容は、研究に限定していません。自身または組織の実践等の可視化に繋がる内容は、申請の対象となります。
「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」について、研究会や施設内での発表は、申請の対象になりますか。	研究会における発表または論文掲載については、抄録等に掲載されている場合は、申請の対象となります。ただし、施設内の発表または論文掲載は認められません。
「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」について、回数の上限はありますか。	「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」の回数については、上限はありません。
「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」について、共同発表者や共同研究者は申請の対象になりますか。	論文掲載については、共同発表者や共同研究者は申請の対象になりません。筆頭発表者・筆頭研究者が申請の対象となります。
「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」は、発表 2 回と論文掲載 2 回、計 4 回以上ということですか。	「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」とは、審査対象期間において、学術集会等での「発表」、「論文掲載」のいずれかの合計が 2 件以上の場合は、申請の対象となります。

「学術集会等での発表または論文掲載」について、両方の実績が必要ですか。	必ずしも両方の実績が必要なわけではありません。例えば「学術集会等での発表」が2回以上または、「論文掲載」が2回以上ある場合は、片方のみの実績で申請可能です。
「学術集会等での発表または論文掲載」と「研修受講」を併用した申請はできますか。	併用した申請が可能です。「学術集会等での発表または論文掲載」のいずれか1回と研修受講を組み合わせる場合は、CN・CNSは30時間、CNAは15時間の研修受講が必要です。
「学術集会等での発表または論文掲載」は、同演題でもそれぞれ1回として申請できますか。	演題名が同じ場合は、どちらか一方のみが申請の対象になります。
「学術集会等での発表または論文掲載」は、専門分野の活動内容に限られますか。	専門分野の活動内容に限定しません。
学術集会等におけるシンポジストやパネリストの発表は、申請の対象になりますか。	学術集会等におけるシンポジストやパネリストの発表は、発表内容が抄録等に掲載されている場合は、申請の対象となります。
学術集会等における座長は、申請の対象になりますか。	学術集会等における座長は、抄録等に掲載の有無にかかわらず、申請の対象にはなりません。
書籍や教科書の執筆は、論文に含まれますか。	書籍や教科書は、論文に含みません。

(3) 研修について

問	回答
自分が受講した研修が申請の対象となるのか教えてください。	個別の内容についての回答はいたしかねます。 ご自身が、CNS、CN、CNAそれぞれの能力の維持向上に必要と判断した研修※で、以下の枠内に該当するものであれば申請いただいで構いません。 <u>※受講証明証（注）が発行され、国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修（非営利団体を除く）</u> (注)「 <u>受講証明証</u> 」には、受講者氏名/開催年度・研修名/研修時間/受講日・期間/研修主催団体/主催者名の記載が必要
どのような研修を受講したらよいですか。	研修については、国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修（研修受講証や修了証等が発行されているものに限る）を受講してください。
学会の参加は、研修として認められますか。	学会の参加は、研修受講には該当しません。ただし、学術集会等で開催される研修で、研修受講証や修了証等が発行されている場合は、申請の対象となります。

大学院で履修した単位（時間数）は、研修として認められますか。	大学院で履修した単位（時間数）は、学生を対象とした授業（講義・実習）であるため、研修受講には該当しません。
研修受講を証明するものとして、何が必要ですか。	以下が確認できる研修受講証や修了証等を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修主催者名 ・ 研修名 ・ 受講者氏名 ・ 研修受講年月日・期間 ・ 研修時間数
研修の受講時間は、どのように確認したらよいですか。	研修受講証や修了証に記載された時間数で確認してください。
研修時間は、コマ数（みなし時間）で申請できますか。	コマ数（みなし時間）は、実時間に換算して申請してください。
研修を受講しましたが、修了証や受講証等に研修時間数の記載がありません。	修了証等に必要事項（研修主催者名、研修名、受講者名等）が記載されていない場合は、確認できるプログラム等を併せて提出してください。必要事項を確認するため、複数の資料を提出することは問題ありませんが、自作の資料は認められません。
研修の修了証や受講証の氏名は、手書きでもよいですか。	修了証や受講証等の氏名記載方法については、指定はありませんが、研修主催者が発行したものが明確であることが確認可能なものに限りま。

(4) 教員について

問	回答
休講中の CN・CNA・CNS 教育課程で 1 年間、専任教員を務めました。自己研鑽の実績にある専任教員として申請できますか。	専任教員であっても休講中の場合は、「専任教員を務めた」実績がないため、申請の対象になりません。
教員を 1 年以上勤めていますが、自己研鑽の実績にある CN・CNS：60 時間、CNA30 時間の研修受講と同等として申請できますか。	以下に該当する教員は、申請の対象となりますので確認してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ CN 教育課程の専任教員・主任教員を 1 年以上務めた場合 ・ 大学院で CNS 教育課程の教員を 1 年以上務めた場合 ・ CNA 教育課程の専任教員を 1 年以上務めた場合
CNS 教育課程を有する大学院の教員です。自己研鑽の実績にある 60 時間の研修受講と同等として申請できますか。	CNS 教育課程の教員以外は、申請の対象になりません。

(5) 講師について

問	回答
CNS・CN・CNAの教育課程で講師（非常勤含む）を務めた場合は、研修時間に含めてよいですか。	講師としての講義時間は、研修時間のうち、CN・CNSは12時間、CNAは6時間まで、それぞれ実時間で申請することが可能です。
自施設内の研修で講師を務めた場合は、研修時間に含めてよいですか。	自施設内の研修で講師を務めた時間は、研修時間としては認められません。外部団体等からの依頼で講師を務めた場合は、研修時間のうち、CN・CNSは12時間、CNAは6時間まで、それぞれ実時間で申請することが可能です。
CNS・CN・CNA教育課程で演習支援を実施、実習指導者として実習に携わった時間は、研修時間に含めてよいですか。	CNS・CN・CNA教育課程で演習支援を実施、実習指導者として実習に携わった時間は、研修時間としては認められません。

2) CN

問	回答
A課程認定看護師です。A課程教育課程は2026年度に終了しますが、以降も更新審査は続くのでしょうか。	現在の認定看護師制度規程では、A課程認定看護師の更新審査は、永続的に実施することになっています。

2. 再認定審査：2025年度より変更

1) 3制度共通

(1) 受験資格について

問	回答
再認定審査の受験資格について、資格失効後の年数についての制約はありますか。	失効時期は問いません。一度でも認定審査に合格し、各制度の認定者であった方は、再認定審査を受験可能です。
認定審査に不合格になった者は、再認定審査の対象となりますか。	認定審査の不合格者は、再度、認定審査を受験することが必要です。再認定審査は、過去に一度でも資格認定されていた者（資格失効者）が対象です。

2) CN

問	回答
2021年4月以降に認定審査に合格したA課程認定看護師です。これまで、再認定審査の適用にはなっていませんでしたが、新たな再認定審査では対象となりますか。	認定看護師制度規程の一部改正に伴い、2021年4月以降に初めてA課程認定看護師名簿に登録する認定看護師の方は、再認定審査の対象となります。

<p>B 課程認定看護師です。これまで再認定審査の適用にはなっていませんでしたが、新たな再認定審査では対象となりますか。</p>	<p>認定看護師制度規程の一部改正に伴い、B 課程認定看護師名簿に登録された認定看護師の方は、再認定審査の対象となります。</p>
--	---

3) 2025～2027 年度の特例措置期間

(1) 3 制度共通

問	回答
<p>特例措置期間に、再認定審査を申請予定です。申請に必要な書類を教えてください。</p>	<p>特例措置期間の再認定審査における申請書類は、以下の提出が決まっています。その他の書類については、申請する年の「手引き」を必ず確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の受講（CN・CNS24 時間/CNA12 時間）または、審査対象期間の自己研鑽の実績/研修実績・研究業績を提出（CN・CNA50 点/CNS100 点）
<p>申請要件として、必要な研修時間数（CN・CNS は 24 時間、CNA は 12 時間）は、1 年ごとに必要な研修時間数ですか。</p>	<p>特例措置期間における研修時間数（CN・CNS は 24 時間、CNA は 12 時間）は、1 年ごとに必要な研修時間数ではありません。この間の再認定審査は、一律、上記の研修時間数となります。</p>

以上